

春の火災予防運動

3月1日(月)～7日(日)



あきる野市消防団では、火災予防運動の期間中に消防車両による広報や看板の設置など、防火広報活動を実施します。

「住警器 頼れる我が家の 見張り番」
(平成21年度東京消防庁防火標語)

重点推進項目
住宅用火災警報器の設置促進
住宅火災の発生防止対策の促進
地域の防火安全対策の推進
事業所の防火安全対策の推進
山火事予防対策の推進
主な行事など
住宅などの防火防災診断
消防署職員がご家庭に伺い、防火防災に関する診断を行います。
消防ふれあい体験日
日時：3月2日(火) 午前10時～午後3時
場所：秋川消防署秋留台出張所
*内容：初期消火、応急救護体験、消防車両展示、ミニ防火衣コーナーなど
消防PRコーナー

つきましたか？ 4月1日から すべての住宅に住宅用火災警報器の 設置が義務化されます

住宅用火災警報器は、すべての部屋、台所、階段に設置が必要です。防災設備取り扱い店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。まだ住警器を設置していない方は、早く設置しましょう。

あきる野市 高齢者等住宅用火災 警報器給付事業

市では、対象となる世帯に1個、住宅用火災警報器

を設置する事業を行っています。対象の世帯 市内在住で平成21年度の市町村民税が非課税の世帯のうち、次に該当する世帯
65歳以上の方のみの方の世帯
生活保護を受けている世帯
身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯
愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯
世帯
精神障害者保健福祉手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯
中国残留邦人などの円滑

な帰国の促進や永住帰国後の自立の支援に関する法律で支援給付を受けている世帯
対象の住宅
借家でないこと
平成16年10月1日以降に新築が改築した住宅でないこと
スプリングラー設備か自動火災報知設備を備えた住宅でないこと
住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置された住宅でないこと。
申請期間 3月31日(水)まで
申請に必要なもの はんこ
受付場所 地域防災課防災安全係、五日市出張所
問合せ 地域防災課防災安全係

*日時：3月5日(金) 午前10時～午後4時
*場所：あきる野とつきゅう
*内容：住宅用火災警報器の展示や説明など
その他 防災訓練や自衛消防訓練を希望される場合は、秋川消防署へご連絡ください。
問合せ 地域防災課防災安全係、秋川消防署(595・0119)

道路交通 環境整備 強化推進月間

3月は道路交通環境整備強化推進月間です。街ぐるみの運動を強力に推進します。
道路は、皆さんが利用する大切な公共施設です。事故防止と安全対策のために、生け垣や樹木の手入れを計画的に行いましょう。
道路沿いの生け垣や庭木の枝が伸びていると、カーブミラーや信号などが見えなくなり、また、倒れた樹木などを放置していると通行の支障となり、思わぬ事故を招くことがあります。
また、道路上を私的に利用している状況を見かけます。安全で快適な道づくりのため、段差プレートなど通行の支障となる障害物の設置はやめましょう。
問合せ 建設課管理係(直通558・2035)、福生警察署(51・0110)、五日市警察署(595・0

くらしの知恵袋

消費生活相談情報
火災警報器の訪問販売にご注意！
事例「消防法の改正で、住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。早く取り付けないと大変だ」と業者が訪ねてきた。驚いてすぐに契約して取り付けてもらったが、3日後、ホームセンターなど

でも購入できることがわかった。値段も高かった。ので、契約をやめた。アドバイス 消防法改正により、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。既存住宅も今年の4月1日までに設置が必要となります。設置の義務化に伴い、訪問販売業者の強引な勧誘による被害も出ています。訪問販売により契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフができます。
でも購入できることがわかった。値段も高かった。ので、契約をやめた。アドバイス 消防法改正により、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。既存住宅も今年の4月1日までに設置が必要となります。設置の義務化に伴い、訪問販売業者の強引な勧誘による被害も出ています。訪問販売により契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフができます。

談室
問合せ：商工観光課商工振興係(直通558・1867)
東京都消費生活総合センター
開設日時：毎週月曜日、土曜日 午前9時～午後4時(架空請求110番は午後5時まで)
消費生活相談・多重債務相談：03・3235・1155
架空請求110番：03・3235・2400
高齢者110番：03・3235・3366

郷土の恵みの森 構想案に対する 意見を募集します

市域の6割に広がる森林は、秋川渓谷をはじめとする豊かな自然を育み、さまざまな生物のすみかとなるだけでなく、きれいな空気や水をつくり出すなど、大きな「森の恵み」を私たちにもたらしています。
市では、このような森林を市民はもとより、市外の人や将来の世代とも共有するみんなの「共通の財産」と捉え直し、将来にわたって守り活用していくために、「郷土の恵みの森構想」を策定します。

構想案は、「市内各地域の森林は各地域の財産である」との考えのもと、規模の大きな森林が存在する小宮、戸倉、深沢、菅生の各地域を中心に、森林所有者の皆さんや各地域の町内会・自治会などの皆さんの森に対する考え方や意見、想いをうかがい、市民との協働で創り上げてきました。この構想案について、多くの皆さんのご意見を参考として構想に反映させるため、ご意見を募集します。

なお、この市民会議は、市民の皆さんとともに行政改革の着実な推進を図るため、識見者、市民、各種団体の代表者により設置(14人)しており、市における行政改革の取り組みについて議論・検討を行っています。

第2次あきる野市 行政改革推進 プラン案に対する 意見を募集します

市では、平成17年に行政改革推進プランを策定し、これにより行政改革の取り組みを進めてきました。このプランの計画期間が平成21年度で満了することから、新たに今後3年間の第2次

構想案とプラン案の
閲覧場所と
意見の提出方法

提出・問合せ 企画政策課(〒197 0814 二宮350、558・11261、558・11113、koho01@city.akiruno.tokyo.jp)

閲覧場所 情報公開コー